資　料　編

日向市立地適正化計画策定体系

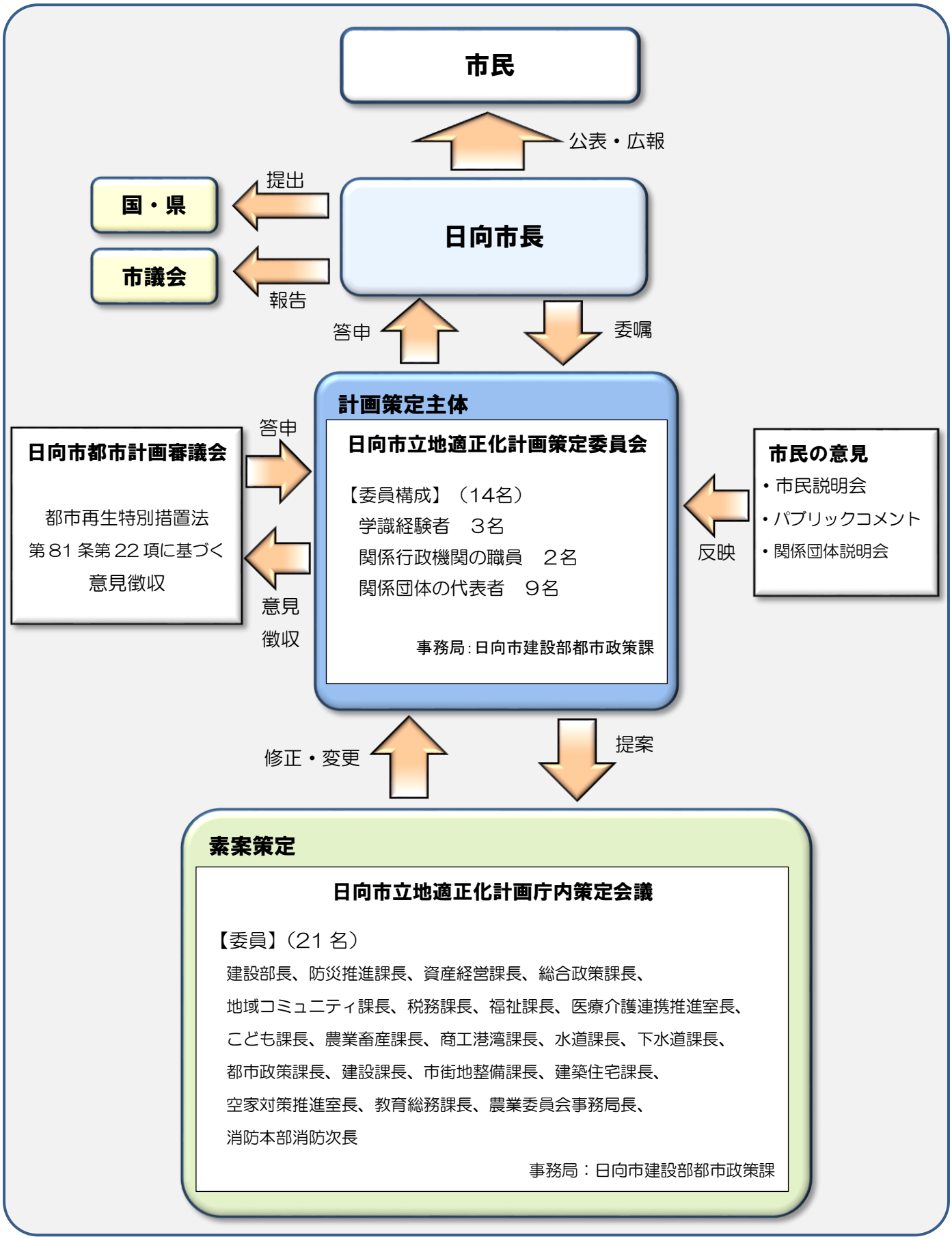

策定経緯

年度	日付	会議名	内容
令和元年度	8 月 1 日	庁内策定会議（第1回）	委嘱状交付、概要説明
	10 月 31 日	策定委員会（第1回）	委嘱状交付、計画の策定について
	12 月 25 日	庁内策定会議（第2回）	計画の策定について
	1 月 17 日	策定委員会（第2回）	計画の策定について
	2 月 21 日	庁内策定会議（第3回）	計画の策定について
	2 月 28 日	策定委員会（第3回）	計画の策定について
令和2年度	7 月 10 日	防災コンパクト先行モデル都市に選定	[国]防災TF会議（第1回）
	7 月 31 日	庁内策定会議（第4回）	計画内容について
	8 月 5 日	都市計画審議会	計画の中間報告
	8 月 24 日	防災TF事務局との協議（第1回）	防災指針の策定について
	9 月 24 日	防災TF事務局との協議（第2回）	防災指針の策定について
	10 月 23 日	防災TF事務局との協議（第3回）	防災指針の策定について
	11 月 5 日	策定委員会（第4回）	計画内容について
	11 月 25 日	宅建協同組合の代表者との意見交換会	計画内容について
	12 月 8 日	建築士会の代表者との意見交換会	計画内容について
	1 月 14 日	国土交通省との協議	計画内容の確認
	1月	パブリックコメント（1/26～2/16）	市のHP等
	2月	関係団体説明会 ・建築士協会（2/9） ・宅建協同組合（2/12）	計画内容に関する説明、意見交換
	2 月 15 日	庁内策定会議（第5回）	計画（案）について
	2 月 22 日	策定委員会（第5回）	計画（案）について
	2 月 25 日	都市計画審議会	最終案に関する意見徴収
令和3年度	5 月 12 日	策定委員会会長による市長答申	コロナ禍により、リモートにより実施（コロナ禍により4月実施を延期）
	5 月	住民説明会（対話型） ・南日向公民館（5/11） ・日知屋公民館（5/13） ・中央公民館（5/16） ・細島支所（5/17） ・大王谷ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ（5/19） ・財光寺まちづくり事務所（5/21）	市内 6 箇所で 9 時から 17 時まで、職員が駐在し、来所された方ごとに、対話型で、計画内容を説明（コロナ禍により1～2月実施を延期）
		関係団体説明会 ・建築士会（5/26） ・宅建協同組合（5/26）	届出制度、公表日等に関する説明
	6 月 1 日	計画公表	運用開始

※1　庁内策定会議　　立地適正化計画に関係する課長で構成

※2　策定委員会　　日向市立地適正化計画策定のために設置した組織で、学識経験者、行政機関の代表者、関係団体の代表者で構成

※3　都市計画審議会　　都市計画法に基づき、都市計画に関することを審議する組織で、学識経験者、市議会の代表者、行政機関の代表者、市民代表者で構成

㊞

令和３年５月１２日

日向市長 十屋　幸平　様

日向市立地適正化計画策定委員会
委員長　出口近士

日向市立地適正化計画の策定について（答申）

令和元年１０月３１日付で委嘱を受けました「日向市立地適正化計画」について、当策定委員会において、慎重に審議を重ねた結果、留意すべき下記の事項を付して別冊の案のとおり答申いたします。

記

〇少子高齢化・人口減少社会の進展を踏まえ、「コンパクト＋ネットワーク」型の都市構造の早期実現に向けて、日向市立地適正化計画を広く市民に周知し、円滑な計画の推進を図ること。

〇計画の推進にあたっては、市全域がコンパクト化の効果を享受できる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向けて、周辺部の集落拠点にも配慮した住居や都市機能施設の誘導を図っていくとともに、周辺地域と連携した交通ネットワークの維持・充実に取り組むこと。

〇近年の災害の頻発・激甚化を踏まえ、防災指針の推進にあたっては、日向市地域防災計画や日向市国土強靭化地域計画等の関連計画と連携を図りながら、関係部局や機関とも協力し、計画的かつ着実に防災・減災対策に取り組むこと。

日向市立地適正化計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画の策定のため、日向市立地適正化計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　策定委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を市長に報告する。

（１）　立地適正化計画の策定に関する資料の収集及び分析に関すること。

（２）　立地適正化計画の具体的な計画案の作成に関すること。

（３）　その他立地適正化計画に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　策定委員会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　関係行政機関の職員

（３）　地域の各分野における関係団体の推薦する者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、立地適正化計画の策定完了までとする。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　策定委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（事務局）

第７条　策定委員会の事務を処理するため、都市政策課に事務局を置く。

（委任）

第８条　この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

別表　日向市立地適正化計画策定委員会　委員構成

番号	区　　分	所属機関・団体職員	氏　　名	備考
1	学識経験者	宮崎大学 地域資源創成学部 特別教授	出口　近士	
2		宮崎大学 地域資源創成学部 教授	桑野　斉	
3		九州保健福祉大学 薬学部 准教授	山内　利秋	
4	行政機関	宮崎県福祉保健部 日向保健所長	古家　隆	（令和元年度）
			鮫島　祐子	（令和２年度）
5		宮崎県県土整備部 日向土木事務所長	中村　安男	（令和元年度）
			森　英彦	（令和２年度）
6	各分野	日向商工会議所 専務理事	清水　邦彦	
7		日向農業協同組合 企画管理部長	奈須　誠	
8		日向市区長公民館連合会 会長	三浦　雅典	
9		宮崎交通株式会社 延岡営業所 所長	鳩山　政秀	
１０		九州旅客鉄道株式会社 宮崎総合鉄道事業部 企画課長	中村　孝正	
１１		宮崎県タクシー協会日向支部 事務局長	飯沼　智宏	
１２		社会福祉法人 日向市社会福祉協議会 常務理事	三輪　勝広	
１３		一般社団法人 日向市東臼杵郡医師会 事務局長	國延　明夫	
１４		NPO 法人 こども遊センター 副代表	瀬戸口　潤子	

日向市立地適正化計画庁内策定会議設置規程

（設置）

第１条　日向市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）に関する基本的事項を審議し、計画立案するため、日向市立地適正化計画庁内策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　策定会議は、次に掲げる事項について、検討する。

（１）　立地適正化計画の策定に関する資料の収集及び分析に関すること。

（２）　立地適正化計画の具体的な計画立案に関すること。

（３）　その他立地適正化計画に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　策定会議は、次の表に掲げる委員をもって構成する。

策定会議委員	建設部長　防災推進課長　資産経営課長　総合政策課長　地域コミュニティ課長　税務課長　福祉課長　高齢者あんしん課長　こども課長　農業畜産課長　商工港湾課長　水道課長　下水道課長　都市政策課長　建設課長　建築住宅課長　空家対策推進室長　市街地整備課長　教育総務課長　農業委員会事務局長　消防本部消防次長

（議長）

第４条　策定会議に議長を置く。

2　議長は、建設部長とする。

3　議長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

4　議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（委員の招集等）

第５条　策定会議は、議長が必要に応じて招集する。

2　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（任期）

第６条　委員の任期は、立地適正化計画の策定までとする。

（庶務）

第７条　策定会議の庶務は、都市政策課において処理する。

（委任）

第８条　この訓令に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

日向市立地適正化計画

日向市　建設部　都市政策課
〒883-8555　宮崎県日向市本町10番5号
TEL　0982-52-2111
E-mail:toshi@hyugacity.jp

令和３年３月 策定
令和３年６月 公表

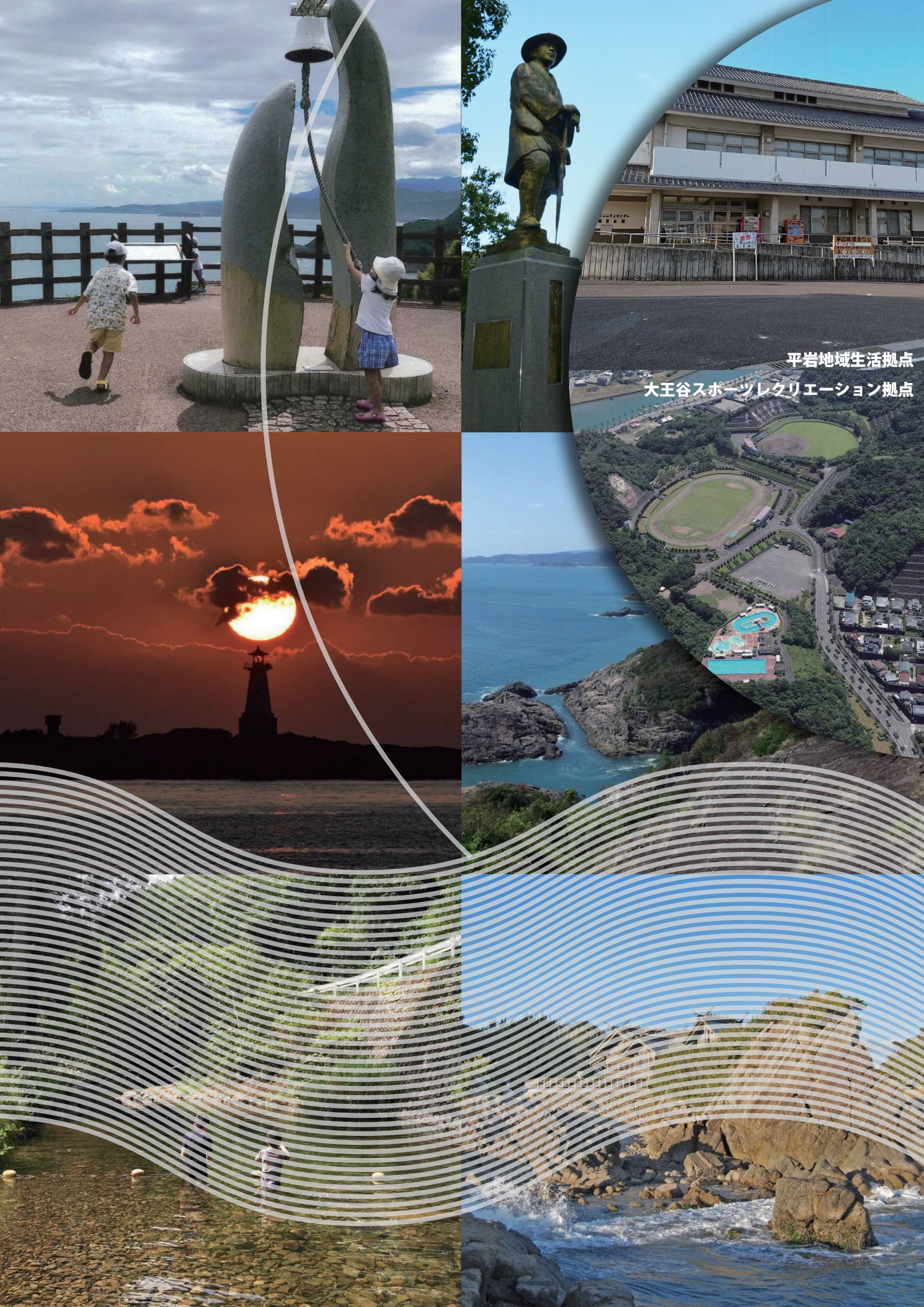
平岩地域生活拠点
大王谷スポーツレクリエーション拠点